

「大阪アートフェスティバル(仮称)」運営業務 企画提案公募仕様書

1. 委託業務の名称

「大阪アートフェスティバル(仮称)」運営業務

2. 本業務の概要

2025年大阪・関西万博に向け、「アートの魅力発信」や「将来の担い手育成」を図るため、若手アーティストによる作品展示や販売などを行う「大阪アートフェスティバル(仮称)」を開催するとともに、その効果検証を行うことを目的として実施。

実施期間・場所： 令和5年3月ごろ・府内の会場（いずれも府と委託事業者との協議により決定）
※ただし、メイン会場は府立江之子島文化芸術創造センターとする。
大阪市西区江之子島2丁目1番34号(<https://www.enokojima-art.jp/>)
（借り上げ期間：令和5年3月7日(火曜日)～12日(日曜日)）

実施内容： ・若手アーティストの作品展覧会（販売を含む）の開催【メイン会場】
・府内学生への作品発表の機会提供【メイン会場】
・メイン会場以外でのアート作品の展示等
・多くの人の注目を集め、参加してもらうための集客促進
・その他（府20世紀美術コレクションの活用など府施策との連携）

入場料： 原則無料

※「大阪アートフェスティバル(仮称)」のイベント名称については、委託事業者決定後に大阪府と協議の上、決定するものとする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金曜日)まで

4. 委託金額の上限額

47,500,000円(消費税及び地方消費税含む)

5. 委託業務概要

「大阪アートフェスティバル(仮称)」について、大阪府と協議・調整を行いながら、以下(1)～(5)の企画・運営業務を行う。各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定すること。

- (1) イベントの企画・運営
- (2) 会場の設営・運営全般
- (3) 出展者の選定等
- (4) 広報の実施
- (5) 効果検証・講評冊子作成

6. 委託業務内容等の補足及び提案を求める事項

- (1) イベントの企画・運営

○メイン会場における展覧会等の開催

- ・府立江之子島文化芸術創造センターをメイン会場(※1)とし、若手アーティストの作品の展示や販売を中心に、府内学生の作品発表(※2)を含む一体的なイベントを開催すること。なお、会場使用料(120万円程度)は委託金額に含むものとする。
- ・会場内では、著名なアーティストのトークショーやワークショップの開催など、アートへの関心を高める取組みを複合的に実施すること。

※1：府立江之子島文化芸術創造センターの全館を、令和5年3月7日(火曜日)～12日(日曜日)まで借り上げており、一部を除き、自由に利用することができる。借り上げ期間には、準備や撤去に係る期間を含む。

※2：府内学生の選出に係る事前調整は大阪府が行う。出展作品数等は後日調整予定。

- メイン会場以外の会場として、府内の大阪を象徴するスポットや駅・空港、道路等、集客が見込める場所を設定し、アート作品の展示等について幅広く展開すること。
- 会場内外で、多くの人の注目を集め、参加してもらうための集客促進を行うこと。
- 複数の会場を設定するにあたっては、会場間の連携(アクセス等を含む)について予め調整を行うこと。
- 会場の使用に係る手続き及び清算を実施すること。なお、メイン会場となる、府立江之子島文化芸術創造センターについては仮押さえを行っており、その後の手続きは委託事業者で行うこと。
- 本業務に係る賠償責任・傷害保険(スタッフ含む)の選定及び契約を実施すること。
- 運営事務局を設置すること。
 - ・一般来場者からの問合せや、関係団体との調整のため、事務局を設置。
- 各種許可申請に係る業務(必要に応じて実施)
- 府20世紀美術コレクションの活用など府の施策とも連携を行うこと。
- 実施するイベントやプログラムは、提案内容をもとに、大阪府と協議・調整の上、決定する。その際、内容の変更や追加等を求めることがある。

【提案を求める事項①】

- ・本業務の趣旨・目的を正しく理解した上で、メイン会場やその他の会場における展示や販売を含む一連のイベントについて、相互に連携させた企画を具体的に提案すること。(会場ごとの実施期間や内容、会場間の連携方策等について具体的に示すこと。)
 - ※提案時点で、施設の予約や事前調整は不要。ただし、実現可能性については担保しておくこと。
- ・府民等が気軽にアート作品に触れ、楽しむことができる工夫や、アートの魅力等を効果的に発信し、集客につなげるための方策について企画・提案すること。
- ・提案する手法が、効率的・効果的かつ実現可能である根拠を過去の実績等により示すこと。

(2) 会場の設営・運営全般

○各会場の設営について

- ・アート作品をより効果的に展示するとともに、販売につながる工夫を行うこと。
- ・来場者や関係者等の安全に配慮した、機材や電源等の調整・調達を行うこと。
- ・会場内外のイベントサインデザイン及び作品等キャプションの制作・設置にあたり、キャプションには二次元バーコード等を活用し、事後においても出展アーティストのPRや販売につながる情報の閲覧が出来る工夫を講じること。
- ・各会場での会場設営・撤去においては、アート作品が破損・汚損しないよう適切な養生を行うこと。

○搬入搬出について

- ・出展者との搬入出時間、作品設置・撤去に係る全ての調整。
- ・会場設営・撤去、作品搬入・搬出、作品設置・撤収に係る業者(運搬事業者を含む)や会場との搬入車両、人員の出入など必要となる全ての事項の調整、実施。

- ・出展者に係る設営撤去補助。
- 各会場の運営について
 - ・会場やイベント内容、予測される来場者を踏まえ、十分な人員を配置すること。
(入場整理、受付、感染症対策、作品監視、来場者安全確保及び販売対応補助等)
 - ・展覧会の作品目録やイベント概要等に係る来場者配布物の制作・セッティング。
 - ・会場スタッフが装着する統一デザインのスタッフ証を制作・配布。
 - ・入場に関連する諸業務を実施すること。
 - ・イベント会場等で発生した廃棄物の回収・処分をすること。
 - ・会場等における報道対応については、大阪府と事前に協議・調整の上、取材要領の作成及び当日のプレス対応を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
 - ・大阪府ホームページ掲載の「イベント開催等における感染防止対策について」等を踏まえ、業務を実施すること。
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/eventkaisai-taisaku/index.html>)
 - ・本イベントは、新型コロナウイルス感染症の状況などの社会情勢を踏まえて実施していく必要があるため、予算の範囲内で内容の変更等を求めることがある。その際は提案内容をベースに大阪府と協議・調整の上、決定する。
- 運営マニュアルを作成すること。
 - ・会場ごとの運営組織体制図(全体統括、入場受付、会場誘導・整理等の役割分担など)
 - ・スケジュール表(会場設営・撤去、搬入搬出、会期中のタイムテーブル等、会場利用可能時間やスタッフの行動等が把握できるもの)
 - ・各会場図(搬入・搬出口、来場者の動線、主催者の控室等に関する図面)
 - ・スタッフ配置図
 - ・進行フロー
 - ・緊急時の対応体制について(地震・火災発生時、体調不良者・けが人発生時)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る対応

【提案を求める事項②】

- ・各イベント会場の設営・運営に関する具体的な計画(作品の取扱い、搬入出、展示、作品監視、来場者の安全確保、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等)について、提案すること。
- ・出展アーティストのPRや販売につながる工夫(会場設営上の工夫、キャプションからオンライン情報への誘導等)について、提案すること。
- ・提案する手法が、効率的・効果的かつ実現可能である根拠を過去の実績等により示すこと。

(3) 出展者の選定等

- 出展アーティストの選定(メイン会場)
 - ・出展アーティストは、概ね40歳までとし、今後の活躍が期待できるアーティストとする。
 - ・出展アーティスト(20組以上を想定)の選定について、一部は公募により、残りは委託事業者(もしくは委託事業者が推薦を委任する第三者)からの推薦によること。
※公募、推薦の割合は、委託事業者決定後に大阪府と協議の上、決定するものとする。
 - ・公募にあたっては、多くの方に応募していただけるよう、必要な公募期間の設定や周知活動を行うとともに、アーティストを惹きつける審査委員に就任していただく等の工夫を行うこと。また、その審査過程や公表においては公平を期すこと。
 - ・公募や推薦で選出されたアーティストの作品について、少なくとも100点を展示すること。

- 出展アーティストの選定（メイン会場以外）
 - ・メイン会場以外におけるアート作品の展示等にあたっては、幅広くアーティストを検討し、アートの魅力発信につなげる（年齢制限等は設けない）。
- 出展者等との調整（作品選定やイベント参加に係る各種調整）
 - ・必要に応じて、出展アーティスト向け説明会を実施。実施した場合、説明会の内容の記録を撮影し、YouTube 上で限定公開を行うこと。
 - ・出展アーティスト等の意向を踏まえながら、効果的な作品の展示や円滑な販売の実現に向けた助言を行うなど、本業務終了時まで支援をすること。
 - ・府内学生の作品発表に係る事前調整は大阪府が先行して実施するが、委託事業者決定後の調整は委託業務に含む。
- 出展作品に対する保険の選定及び契約

【提案を求める事項③】

- ・公募により、メイン会場に出展するアーティストの選考にあたって想定する公募概要（実施時期、審査委員、審査基準、周知方法など）について、提案を行うこと。
- ・推薦により、メイン会場に出展する主なアーティストについて、提案を行うこと。推薦を第三者に委任する場合は、その第三者について提案を行うこと。また、提案とともにその考え方を示すこと。
- ・メイン会場以外の会場で起用を想定する主なアーティストについて、提案を行うこと。

(4) 広報の実施

- 広報物の制作、配架・掲示等
 - ・グラフィックデザインの制作・編集をすること。
 - ・イベント概要告知のための広報物として、最低、チラシ・ポスター各1種を作成すること。
 - ・チラシ・ポスターの掲示・配架先の提案、配架依頼、送付先ラベル作成及び発送をすること。
 - ・大阪府が指定する送付先への招待状等の発送をすること。
- Web サイトの構築・運用
 - ・「大阪アートフェスティバル（仮称）」の開催に係る専用 Web サイトを構築し、イベント概要や出展作家、イメージ作品等の情報発信を定期的に行うこと。なお、Web サイトには、大阪府ホームページからのリンクを貼付する。
 - ・会場風景や出展者及び作品の概要などについて、オンラインでも閲覧できるようにすること。
 - ・フェスティバル終了後も作家等へ問い合わせができる機能を付加すること。
- SNS の活用
 - ・Instagram、Twitter 等の SNS アカウントを制作し、運用すること。

【提案を求める事項④】

- ・イベントへの注目を集め、多くの来場者を獲得するため、興味・関心を惹く広報計画について提案すること。
- ・メディア等を活用し、府内外を問わず、幅広い世代やアートに関心の低い方々も含め、多くの方の興味を惹く、インパクトのある広報手法について提案すること。

(5) 効果検証・講評冊子作成

- イベントの記録について
 - ・記録写真や動画を撮影すること。
 - ・Web サイトにアーカイブとして掲載すること（掲載期間は別途協議）。
- 効果検証の実施
 - ・来場者アンケート及び出展者や関係者等へのインタビューを実施すること。

- ・その結果とアートにかかる周辺情報等のデータ分析を踏まえた考察を行うこと（必要に応じて、DXを活用したデータ分析を行うなど、多面的な考察を行うこと）。
- ・検証結果をわかりやすく示すとともに、今後のアート事業についての提案も行うこと。
- ・効果検証のため必要な情報収集については、業務実施前、実施中においても、必要に応じて実施するとともに、大阪府の求めに応じて報告すること。

○報告書（2種類）を作成すること

- ・効果検証、考察結果の取りまとめ。
- ・作品目録（選考委員による講評等を含む）や業務概要を含む冊子（外部説明用の報告書）
※外部への説明等に活用するため、写真等を用いた見やすく、わかりやすい構成とすること。
※報告書の作成にあたって、権利関係の処理は委託事業者の責任において行うこと。

【提案を求める事項⑤】

- ・効果検証を行う手法について具体的に提案すること。
- ・アンケートやインタビューの回収率を高める方法について、提案すること。
- ・出展者や出展作品の講評等を掲載した冊子（成果物）の具体的な内容について提案すること。

(6) 運営体制・スケジュール

- 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、無理のないスケジュールを示すこと。
- ・本件委託業務を運営するために、受託後、大阪府との協議を踏まえ、全体スケジュールを示した業務運営計画を作成し、業務開始時まで大阪府に提出すること。
- 同種又は類似業務（アート関連の企画運営やイベント開催）の実績がある場合は、過去（平成29年4月1日以降）の実績について示すこと。

【提案を求める事項⑥】

- ・本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制について、提案すること。なお、本業務の実施にあたり、効果的な連携先等があれば提案すること。
- ・業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
- ・平成29年4月1日以降、本業務の公示日までに履行した同種又は類似の業務実績がある場合にはその詳細が分かる資料を別途提出すること（様式自由）。

《留意事項（共通）》

- ・会場使用料、謝金、出展者の選定に係る費用、広報費用、その他イベントの開催に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で委託事業者が支払うこと。
- ・イベントや広報の実施にあたり、出展者や出演者と交渉を行う際は、肖像権及び著作権に関する調整についても委託事業者の責任において行うものとし、その際、大阪府が管理運営するホームページやSNSでの動画配信、写真掲載をすることに同意を得ること。また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は、委託金額の範囲で委託事業者が支払うこと。
- ・既に事業を実施することを決定し、公表している自主事業や国や地方公共団体等から補助金等を受けて実施予定の事業と、本業務とを合体させて提案することは認められません。実施にあたっても同様とする。

7. 成果物の提出

業務終了後、令和5年3月24日（金）までに大阪府に以下の成果物等を提出すること。なお、提出にあたっては、以下の(1)～(3)の全てが格納できる容量のポータブルハードディスクを準備すること。

- (1) 効果検証、考察結果の取りまとめ

- ・A4 サイズに取りまとめ、20 部をそれぞれファイルに綴って提出。
 - ・また、ポータブルハードディスクにも格納し、提出すること。
 - ・なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。
- (2) 作品目録や業務概要を含む冊子（外部説明用の実績報告書）
- ・A4 サイズに取りまとめ、20 部をそれぞれファイルに綴って提出。
 - ・また、ポータブルハードディスクにも格納し、提出すること。
 - ・なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。
- (3) 業務に関して作成した全ての成果物
- ・マニュアル、作成した広報物データ、イベントの記録写真や映像データなどについても、ポータブルハードディスクに格納し、提出。
- (4) 報道実績報告書
- ・本業務が掲載された記事（著作権に留意）、Web や SNS で取り上げられた情報、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書を提出。
 - ・なお、コピーや動画について、ポータブルハードディスクに格納し、提出すること。

8. 委託業務の一般原則

- (1) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務実施上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 委託事業者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、委託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。
- (7) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

9. 経費の取扱い

- (1) 本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。
- (2) 委託経費については以下のとおりとする。
- (ア) 対象経費
- 人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃借料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費を委託費として支出する。
- (イ) 以下の経費は対象としない。
- ・契約期間外に使用した経費
 - ・営利のみを目的とした経費
 - ・委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
 - ・親睦を深めるための交際経費やその他本業務と無関係と思われる経費

10. 権利義務の帰属

(1) 成果品の帰属等

- ・本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。
- ・成果品は、委託業務終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。

(2) 特許権、著作権等

- ・委託業務の実施に伴って生じた全てのもの(原稿及び写真、データ等)の特許権、著作権その他の権利の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作権人格権を行使しない。
- ・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託先は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

11. その他

- (1) 委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までに業務実施計画書(業務スケジュール)を大阪府へ提出すること。
- (3) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4) 大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費を含む)まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (5) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 10 年間保存しなければならない。
- (6) 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書 II 個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』(様式 11)を提出すること。
《同特記事項第 8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置》
業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員(業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。)のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- (7) 委託事業者は、契約締結後、定期に本業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること(報告様式は別途協議)。
- (8) 委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (9) 大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (10) 大阪府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止その他を理由として、「大阪アートフェスティバル(仮称)」の規模の縮小や実施手法の変更を求めることができる。なお、その場合は、既に履行した業務に係る経費については、委託費として支払う。
- (11) 本業務の実施にあたり、出展アーティスト等から出展料や販売手数料は徴収しないものとする。
- (12) 販売に際し、紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。
- (13) 委託業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (14) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。